

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民、自転車利用者、事業者等の責務並びに市町村及び交通安全関係団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止並びに自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 車両 道路交通法第2条第1項第八号に規定する車両をいう。
- 三 自動車等 道路交通法第2条第1項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 四 道路 道路交通法第2条第1項第一号に規定する道路をいう。
- 五 自転車利用者 道路において自転車を利用する者をいう。
- 六 児童生徒等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 七 保護者 児童生徒等を保護する責任のある者をいう。
- 八 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- 九 交通安全関係団体 県民又は事業者が組織する道路の交通の安全に関する活動を行う団体をいう。
- 十 自転車損害賠償責任保険等 道路における自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民及び事業者にとって身近な交通手段であり、県民生活及び事業活動に有用であるとともに、その利

用に当たり車両として道路交通法その他の法令の遵守が図られ、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行われなければならない。

- 2 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民、自転車利用者、保護者、学校、事業者及び交通安全関係団体が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村及び関係行政機関と相互に連携して、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備に努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者等の責務)

第6条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するほか、歩行者又は他の車両の通行に配慮して、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒等に自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

- 3 学校の長は、基本理念にのっとり、当該学校の児童生徒等に自転車の安全で適正な利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自動車等を運転する者の責務)

第8条 自動車等を運転する者は、基本理念にのっとり、自転車が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第9条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、県が実施する自

自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全関係団体の役割)

第10条 交通安全関係団体は、基本理念にのっとり、関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を推進するよう努めるものとする。

2 交通安全関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車の安全で適正な利用に関する教育等)

第11条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するものとする。

2 県は、市町村、学校、交通安全関係団体等が行う自転車の安全で適正な利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 保護者は、その保護する児童生徒等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

4 学校の長は、当該学校の児童生徒等に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

5 自転車をその事業の用に供する事業者は、当該事業の用に供する自転車を道路において利用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

6 通勤に自転車を利用する従業者（以下「自転車通勤者」という。）がある事業者は、当該自転車通勤者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

7 自転車の小売又は整備を業とする者（以下「自転車小売等事業者」という。）は、その事業を行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

8 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付事業者」という。）は、当該貸付けの用に供する自転車を道路において利用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

9 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(点検整備等)

第12条 次の各号に掲げる者は、道路において利用する当該各号に定める自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備えることその他の交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

一 自転車利用者 その利用する自転車

- 二 自転車をその事業の用に供する事業者 当該事業の用に供する自転車
- 三 自転車貸付事業者 その貸付けの用に供する自転車

2 保護者は、その保護する児童生徒等が道路において利用する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備えることその他の交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第13条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童生徒等が道路において自転車を利用するときは、当該児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用の促進等)

第14条 県は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 通学に自転車を利用する児童生徒等（以下「自転車通学者」という。）がある学校の長は、当該自転車通学者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

一 自転車利用者（児童生徒等である場合にあっては、その保護者） 当該自転車利用者

二 自転車をその事業の用に供する事業者 当該事業の用に供する自転車を道路において利用する者

三 自転車貸付事業者 その貸付けの用に供する自転車を道路において利用する者

(自転車損害賠償責任保険等への加入の促進等)

第16条 県は、交通安全関係団体及び自転車損害賠償責任保険等に係る保険者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるとともに、これに加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 一 自転車通学者がある学校の長 当該自転車通学者
 - 二 自転車通勤者がある事業者 当該自転車通勤者
 - 三 自転車小売等事業者 当該自転車小売等事業者から自転車を購入する者
又は当該自転車小売等事業者に自転車の整備を依頼する者
- 3 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならない。
- 4 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車損害賠償責任保険等への加入に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市町村の条例との関係)

第17条 この条例の規定は、市町村が地域の実情に応じて、自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項の規定は、同年10月1日から施行する。